

電気設備の技術基準の解釈への引用要請および J E S C 規格の改定の審議について

日電規委 24 第 033 号
平成 24 年 12 月 17 日
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、電気設備の技術基準の解釈第 97 条、第 98 条、第 99 条、第 100 条、第 101 条、第 102 条及び第 103 条への J E S C 規格の引用要請および J E S C 規格の改定について平成 25 年 1 月の委員会で審議・評価することを予定しておりますので、お知らせいたします。ご意見のある方は理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

- (1) 送電専門部会；「170kV を超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」(J E S C E2012) の改定について
- (2) 送電専門部会；「電力保安通信規程」(J E S C E0009) の改定について

2. 案件の趣旨、目的、内容等について

- (1) 「170kV を超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」(J E S C E2012) の改定について

a. 改定案を要請した委員会

送電専門部会（事務局：社団法人 日本電気協会）

b. 改定案の趣旨、目的、内容等

当該規格は制定から 5 年以上が経過していたことから、J E S C 運営要領に基づき規定内容の確認を行ったものです。確認の結果、規定内容は適正であると判断したが、平成 23 年 7 月の「電気設備の技術基準の解釈（以下、「電技解釈」という。）」の改正内容の反映など本規格を一部改定が必要であり、当該規格の改定を行いました。そのため再度、評価を行うものです。

また、本規格は「電技解釈」への引用要請が制定時に引用要請を行っていましたが、保留となっているため、この改定版について、改めて電技解釈第 97 条、第 98 条、第 99 条、第 100 条、第 101 条、第 102 条及び第 103 条の改定要請を行うものです。

- (2) 「電力保安通信規程」(J E S C E0009) の改定について

a. 改定案を要請した委員会

送電専門部会（事務局：社団法人 日本電気協会）

b. 改定案の趣旨、目的、内容等

電力保安通信規程は、電気事業法に基づく技術基準を補完する民間規程として昭和 45 年 7 月に制定し、これまで電気事業用及び自家用電力保安通信設備の保安確保のための維持基

準として広く関係方面で活用されてきました。

当該規程については、「電気設備に関する技術基準を定める省令」(以下「電技」という。)の改正等を機会に改定を重ねてきており、平成 12 年 6 月の改定では、「電技」の改正及び「電気設備の技術基準の解釈」(以下「電技解釈」という。)や電波法、有線電気通信法の内容との整合を図り、「日本電気技術規格委員会規格」として新たに制定しました。

今回は、前回の改定から約 10 年が経過しているため、平成 23 年 7 月の「電技解釈」の全面改正をはじめとする関係法令等の改正内容を反映するとともに、最新の技術並びに知見等を反映して見直しを行ったもので、この改定について評価を行うものです。

3. 改正要請の提出予定

平成 25 年 1 月以降

4. 問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

下記に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。また、郵送による資料の送付も行っていますので、その際はお問い合わせください。資料を電子データで送付します。ただし、郵送をご希望の場合、複写代及び郵送料については実費をご負担願います。

(問い合わせ先、意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局((社)日本電気協会内)

電 話：03-3216-0553 (内線 269)

F A X：03-3214-6005

E-mail：JESC のホームページの問い合わせのページからお願いします。

所在地：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビルヂング北館 4F

E-mail でお問い合わせの場合、JESC の HP(<http://www.jesc.gr.jp>)の「お問い合わせ」フォームから、お願い致します。

5. 意見提出期間

受付開始日：平成 24 年 12 月 17 日(月)

受付終了日：平成 25 年 1 月 17 日(木)

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先(住所、電話番号、FAX 又は電子メールアドレス)を明記し、書面若しくは電子メールにてご提出下さるようお願いいたします。

また、いただきましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又はすべてが公開される可能性があることをご了承下さい。

備考：日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として平成 9 年に設立された委員会です。上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。